

2024年12月
株式会社ケイハイ

車両運転時の保護メガネ着用について

この度、当社では業務中の車両運転時における保護メガネ(サングラス)の着用を認めることと致しました。

これは、保護メガネの着用により運転時の眩しさや日差しを遮ることで良好な視界確保し、安全性の向上・事故防止を図るとともに、紫外線等による眼精疲労の軽減、眼病予防を目的としたものです。

着用する保護メガネは私物(JIS基準を満たし、奇抜なデザインでないもの)で対応し、日中の車両運転時における着用に限定するとともに、お客さまに御不快な思いをおかけすることが無いよう徹底してまいります。

何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上